



# 鳥取県公報

平成 22 年 3 月 12 日 (金)  
第 8 1 7 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (111) (景観まちづくり課) . . . . . 2
	公共測量の実施 (112) (県土総務課) . . . . . 2
	公共測量の終了 (113) (〃) . . . . . 2
	県道の区域の変更 (114) (道路企画課) . . . . . 2
	県道の供用の開始 (115) (〃) . . . . . 3
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (116) (道路建設課) . . . . . 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (117) (東部総合事務所県民局) . . . . . 4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (118) (〃) . . . . . 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (119) (西部総合事務所県民局) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (120) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の廃止 (121) (〃) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (122) (〃) . . . . . 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (123) (〃) . . . . . 6
	県営土地改良事業の工事の完了 (124) (西部総合事務所農林局) . . . . . 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、境港市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画下水道 境港市公共下水道
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

## 鳥取県告示第112号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（用地平面図、用地実測図、現況平面図作成）
- 2 作業期間 平成21年12月7日から平成22年1月29日まで
- 3 作業地域 米子市大篠津町地域

## 鳥取県告示第113号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 米子市大篠津町北部及び境港市佐斐神町南部
- 3 終了年月日 平成21年9月30日

## 鳥取県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項

の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月12日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
郡家鹿野気高線	八頭郡八頭町久能寺字大畑1171-2地先から同町船岡字狐塚下分1861地先まで	変更前	13.0~13.6	86.0
		変更後	13.0~21.5	86.0

#### 鳥取県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月12日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
郡家鹿野気高線	八頭郡八頭町久能寺字大畑1171-2地先から同町船岡字狐塚下分1861地先まで	平成22年3月14日
河原インター線	八頭郡八頭町船岡字狐塚下分1861地先から鳥取市河原町高福字長通り780地先まで	

#### 鳥取県告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画道路事業 3・5・3号美萩野覚寺線
- 2 施行者の名称  
鳥取県
- 3 事務所の所在地  
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地  
(1) 収用の部分

- 変更なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

---

**鳥取県告示第117号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年5月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年3月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成22年3月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ECOフューチャーとっとり
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
岡崎 誠
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市若葉台北一丁目1-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、鳥取県における低炭素社会の実現に向けて、様々な活動主体と連携・協働して取組を推進することにより、地球温暖化防止に係る活動主体の自主的展開の促進に寄与することを目的とする。

---

**鳥取県告示第118号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成22年5月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年3月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成22年3月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人悠ゆうの郷
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
瀧 満
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市青谷町蔵内153-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者等に対し、介護サービス、その他関連するサービスの提供に関する事業を行い、利用者の在宅での自立支援を促進し、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更事項  
事業、資産、会計

#### 鳥取県告示第119号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年5月5日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年3月12日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成22年3月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人サポートイルカ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
春日 忠明
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市奈喜良274-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障がい者に対して、就労の支援、職業能力の開発および社会参画に関する事業を行い、障がい者の自立と福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ノーブルライフ	デイサービスセンターあかまつ米子	米子市東福原八丁目21-24	平成22年3月8日	通所介護

#### 鳥取県告示第121号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人いんくるサポート	ヘルパーステーションいんくる	日野郡日南町生山834-3	平成22年2月26日	訪問介護

**鳥取県告示第122号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ノーブルライフ	デイサービスセンターあかまつ米子	米子市東福原八丁目21-24	平成22年3月8日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第123号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人いんくるサポート	ヘルパーステーションいんくる	日野郡日南町生山834-3	平成22年2月26日	介護予防訪問介護

**鳥取県告示第124号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成22年3月12日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
担い手育成畑地帯総合整備事業名和地区農道整備	平成21年3月17日
担い手育成畑地帯総合整備事業名和地区農業用排水	平成21年6月9日

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成22年3月12日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

### 1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

### 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成22年4月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
		同月23日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第33会議 室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者

### 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

### 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

### 6 携行品

筆記用具及び印鑑